

厚生労働大臣 柳澤伯夫 様
医政局 総務課長 二川一男 様
医療安全推進室長 佐原康之 様
老健局 地域ケア・療養病床転換推進室 榎本健太郎 様

「改正医療法」「療養病床」に関する厚生労働省・都道府県説明会の開催のお願い

2007年6月4日
全国保険医団体連合会
病院有床診対策部会
部長 斉藤 隆義

前略 国民医療の確保・改善に尽力されておられますことに敬意を表します。

さて、4月1日から、医療法の一部が「改正」され、医療安全管理の義務化、都道府県への医療情報の提供と医療機関での公表の義務化、広告規制の緩和、病院が備えるべき診療に関する諸記録への看護記録の追加、入院時の文書による説明の義務化等が実施され、各医療機関では対応に苦慮しております。

また、介護療養病床の廃止・医療療養病床の削減が予定されていますが、今後病床をどうすれば良いのか、まったく情報が不足しており、対応に苦慮しています。

つきましては、下記の通り、厚生労働省の責任において都道府県担当部局と連携して、各都道府県ごとに下記の内容で医療機関向けの説明会・意見聴取を行っていただけますよう、要望いたします。

記

- 一、「改正医療法」の医療機関向けの説明会を都道府県単位（都道府県単位が不可能であれば、地方厚生局単位）で開催し、
その内容を説明するとともに
医療現場の実態や改善に関する意見を参加者聴取し
現場からの意見を反映し、取扱いの改善を図ること。
- 一、療養病床をめぐる対応について、医療機関向けの説明会を都道府県単位（都道府県単位が不可能であれば、地方厚生局単位）で開催し、
その内容を説明するとともに
医療現場の実態や改善に関する意見を参加者聴取し
現場からの意見を反映し、取扱いの改善を図ること。